（直営・委託）

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1　日常生活圏域の地域包括支援センターの概要

事業所名	銚子市東部地域包括支援センター
所在地	銚子市小畑新町８１２１番地
事業者番号	１２００７０００３５（平成２８年１０月１日指定）
連絡先	０４７９－２１－５５８０
職員体制	管理者1名（職員と兼務） 介護予防支援　４名 （常勤　　４名）
業務時間	月曜日～金曜日（祝日を除く）８：３０～１７：３０ ※　年始（12/30～1/3）は休日となり、営業していません。 ※　ただし、緊急な要件については営業時間外でも対応いたします。

2　委託した場合の居宅介護支援事業所

事業所名	
所在地	
連絡先	

3　市町村への届出

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを受ける際には、その旨を市町村に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は、担当職員にご相談ください。

4　サービスの内容

⑴　介護予防支援事業所の指定を受けている事業所及びセンターは、利用者が自宅において自立した日常生活を営むために介護予防サービス等を適切に利用しながら、利用者自身が出来ることを増やしていけるよう、利用者と一緒に、利用するサービスの種類及び内容、担当者等を定めた介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、介護予防サービス・支援計画に基づいてサービス提供が確保されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の供与を行います。

なお、利用サービスの内容・組み合わせにより、次の表のとおり位置付けられます。

利用サービス / 対象者	介護予防 サービスのみ	介護予防サービスと 介護予防・生活支援サービス	介護予防・ 生活支援サービスのみ
事業対象者			介護予防 ケアマネジメント
要支援認定者	介護予防支援	介護予防支援	介護予防 ケアマネジメント

⑵　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行います。

⑶　介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにあたっては、要介護状態の軽減・悪化の防止及び予防に資するよう行うとともに、主治医との連携に十分配慮します。

⑷　センターは、介護予防サービス・支援計画の作成後においても、利用者やその家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況を把握するとともに、必要に応じて利用者と一緒に、介護予防サービス・支援計画の変更及び評価を行います。

⑸　センターは、介護予防サービス及び支援計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。

⑹　センターは、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を居宅介護支援事業所に委託した際は、当該事業所が適正に業務を遂行するよう、指導監督します。

5　利用者負担金

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについて、利用者の負担はありません。

6　利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護予防サービス・支援計画の作成担当者が利用者の状況把握のため、利用者宅に訪問する頻度は、3カ月に１回となります。ただし、テレビ電話装置等を活用した面談による利用者の状況把握やサービス事業所等との連携による情報収集を実施することで、利用者宅への訪問頻度を6か月に1回とすることができます。（上記の回数以外にも業務遂行に不可欠と認められる場合は、利用者の承諾を得た上で訪問を実施します。）

7　個人情報の取扱い

事業所及びセンターは利用者の個人情報について、次のとおり取り扱うこととします。

⑴　使用する目的

利用者のための介護予防サービス・支援計画の作成及び変更並びにこれに沿った円滑なサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員、担当職員、サービス事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合とします。

⑵　使用する範囲

使用する範囲は、次に掲げる者とします。ただし、利用者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な関係者に限ります。

ア　指定介護予防サービス事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者

イ　主治医及び医療機関の担当者

ウ　行政機関や民生委員などの関係機関の担当者

⑶　使用する期間

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する契約の契約期間

⑷　その他

ア　個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

イ　個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録します。

８　虐待防止について

センターは、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者の選定

銚子市東部地域包括支援センター	責任者　加藤　康雄

９　苦情・相談窓口

○苦情・相談については、次の窓口で対応いたします。

地域包括支援センターに設置された苦情・相談窓口	電話番号　０４７９－２１－５５８０ ＦＡＸ番号　０４７９－２１－５５８１ 担当職員　加藤　康雄 対応時間　８：３０～１７：３０

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

銚子市高齢者福祉課介護保険相談窓口	所在地　銚子市若宮町１番地の１ 電話番号　０４７９－２４－８７５５ ＦＡＸ番号　０４７９－２５－０２７７ 対応時間　８：３０～１７：１５
千葉県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地　千葉市稲毛区天台６丁目４番３号 電話番号　０４３－２５４－７４２８ ＦＡＸ番号　０４３－２５４－７４０９ 対応時間　９：００～１７：００

１０　運営主体法人の概要

法人種別・名称	社会福祉法人　恵和会
代表者名	理事長　　兒玉　晃昌
所在地	銚子市新町９５９番地の４

【 説明確認欄 】

令和　　年　　月　　日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する契約の締結にあたり、上記のとおり説明しました。

（事業所）所 在 地　銚子市小畑新町８１２１番地
名　　称　銚子市東部地域包括支援センター
代表者名　管理者　加藤　康雄

説 明 者　　印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。また、サービスの提供開始及びサービス担当者会議等において、私及び私の家族等の個人情報を用いることに同意します。

（利用者）　住　　所

氏　　名　　印

（代理人）　住　　所

氏　　名　　印

（家　族）　住　　所

氏　　名　　印